



報道関係者 各位

平成24年6月29日

【照会先】

富山労働局雇用均等室

室長 重河 真弓

室長補佐 播磨 久美

電話 076 (432) 2740

平成23年度育児・介護休業法の施行状況について

～ 相談件数は大幅に減少するも、労働者からの相談件数はほぼ同程度で推移 ～

富山労働局（局長 半田和彦）では、平成23年度の育児・介護休業法（以下「育介法」という）に係る相談・指導等の状況を取りまとめた。

【 概 要 】

1 相談の状況

資料1

- ・ 平成23年度に雇用均等室に寄せられた育介法に関する相談は641件。相談内容をみると、育児休業など育児関連制度に関するものが78.6%（504件）、介護休業など介護関連制度に関するものが21.4%（137件）で、いずれも前年度より大幅に減少。
- ・ 相談が減少した理由は、前年度は6月に改正育介法が施行され、通常の年と比べて事業主からの規則の改訂等に関する相談が多かったが、改正から2年目となる平成23年度は改訂が進むなどにより相談が一段落したものと考えられる。
- ・ 労働者からの相談は前年度より若干減少しているが、前々年度とほぼ同程度で推移している。ただし、「育児休業に関する不利益取扱い」については、減少傾向が著しい。

2 紛争解決の援助の状況

資料2

- ・ 紛争解決援助の申立は1件。援助により解決。
- ・ 内容は、育児休業等の利用を理由とする不利益取扱いに関するものであった。
- ・ なお、申立件数は前年度（5件）と比較すると減少しているが、労働者、事業主双方が別々に当局へ相談し、紛争となる前に解決した事案が2件ある。

3 育介法に関する行政指導の状況

資料1

- ・ 雇用均等室では、相談等を端緒とする報告徴収のほか、計画的に県内事業場を訪問し、制度の整備や運用の実態について報告徴収を行い、規定整備や法違反などについて行政指導を行っている。
平成23年度は、76事業場を対象に育介法に基づく報告徴収を実施し、このうち68事業場に対して、395件の行政指導を行った。
- ・ 指導事項としては、「育児休業」に関するものが56件、「子の看護休暇」に関するものが50件、「育児のための勤務時間の短縮等の措置（育児短時間勤務を含む）」に関するものが40件、「育児のための時間外労働の制限」に関するものが36件と、平成22年6月に改正された育介法に沿った内容が整備されていないことによる指導が多くを占めている。

4 今後の対応

資料3、4、5

- ・ 仕事と家庭生活の両立の重要性が増す中、育介法の改正により制度の拡充が図られているが、労働者の相談は例年一定数あることから、事業所における規定整備や適正な制度運用が重要となっている。
- ・ 富山労働局では、事業所訪問などにより実態を把握し、育介法違反に対しては厳正かつ迅速に指導を行うとともに、事業主等に対し、育介法の内容や紛争解決援助制度について広く周知していく。また、会社として初めて育児休業者や育児短時間勤務利用者が出た場合等に対象となる助成金について周知することにより、労働者が制度を利用しやすいものとなるよう支援していく。

《添付資料》

- 資料1 平成23年度育児・介護休業法施行状況
- 資料2 平成23年度 個別紛争解決の援助事例
- 資料3 改正育児・介護休業法が全面施行されます！！（リーフレットNo.10）
- 資料4 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に基づく紛争解決援助制度のご案内（リーフレットNo.1）
- 資料5 「両立支援助成金 均衡待遇・正社員化推進奨励金」のご案内